

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                 |
|-------|----------------------|
| 3     | 能勢町軽自動車税関係事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

能勢町は、軽自動車税管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

軽自動車税管理事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

能勢町長

## 公表日

令和8年3月10日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                                      |   |
|---|---|
| ①事務の名称  | 軽自動車税 課税情報の管理   |
| ②事務の概要  | <p>・軽自動車税に関する車両情報、課税情報を管理し、年1回納税通知書を発送し、税金を徴収する。また、申請事由に応じて、課税の減免対応を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、軽自動車税法の規定に従い、次の事務に利用している。(別添1を参照)</p> <p>①自治体内に定置場を持つ軽自動車の車両情報と合わせて、所有者と使用者の管理。<br/>           ②当初課税による税額の通知。<br/>           ③原付等のナンバープレートの発行。<br/>           ④減免申請者への認定と通知。<br/>           ⑤転入者の保有する車両が、定置場の変更事務をしていない場合の他市町村への通知。</p> |
| ③システムの名称  | 軽自動車税システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名  |   |
| 軽自動車税課税情報ファイル   |   |
| 3. 個人番号の利用  |   |
| 法令上の根拠  | 番号法第9条第1項 別表第一の24の項   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                                  |   |
| ①実施の有無  | <p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>           1) 実施する<br/>           2) 実施しない<br/>           3) 未定</p>  |
| ②法令上の根拠   | 番号法第19条第8号 別表第二の27の項  |
| 5. 評価実施機関における担当部署   |   |
| ①部署   | 能勢町総務部理財課   |
| ②所属長の役職名  | 課長  |
| 6. 他の評価実施機関   |   |
|   |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                                    |   |
| 請求先   | 能勢町(総務部総務課) 豊能郡能勢町宿野28番地 072-734-0001   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                                  |   |
| 連絡先   | 能勢町(総務部総務課) 豊能郡能勢町宿野28番地 072-734-0001   |
| 9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span> |   |
| 適用した理由  |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年4月1日 時点       |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 平成31年4月1日 時点      |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類   |           |  |
|---|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]   |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)  |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用  |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>                            |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span> |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |  |   |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |  |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | 特定個人情報を取り扱う部局については年に一度、特定個人情報等に関する研修として、①Eラーニング、②動画研修を行っている。<br>個人ごとにアカウントを設定し、研修の受講管理を行うことで、個人情報を扱う全職員に人為的ミスやリスクへの対策を講じている。 |   |

|   |  |
|---|--|
| <b>9. 監査</b>  |  |
| 実施の有無   | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査  |
| <b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>                               |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない<br><選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |
| <b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                                      | <input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策      ]<br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】  | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている<br><選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 判断の根拠   | 軽自動車税課税情報ファイルを内包するWebRings総合行政システムへのアクセスが可能な職員は静脈認証装置とパスワードによって限定されており、権限のない他部署職員等はアクセスできない環境が構築されているため、対策は十分であると判断できる。  |

